

## 直江状についての書誌的考察

白 峰 旬

### はじめに - 直江状とは何か -

直江状とは、慶長5年（1600）の4月14日付で直江兼統（上杉景勝の重臣）が京都・豊光寺（臨濟宗相国寺の塔頭）の西笑承兌<sup>せいしょうじょうたい</sup>に宛てて出した書状のことを指す。この直江兼統書状は、これまで通説では、関ヶ原の戦いの契機となった徳川家康の上杉討伐の直接の要因とされてきたことで有名であり、俗に「直江状」と称されて知られている（以下、この直江兼統書状を直江状と記す）。直江状は、同年の4月朔日付で西笑承兌が直江兼統に出した書状に対する返信であり、この西笑承兌書状と直江状は一対の関係にある。

まず、西笑承兌書状（『上杉家御年譜』<sup>(1)</sup>、『歴代古案』<sup>(2)</sup>など）の内容は表1のようになる。表1をまとめると、（1）上杉景勝の上洛遅延に対して、家康が使者を会津（上杉景勝の居城）へ遣わすことになった、（2）上杉景勝が神指原城<sup>こうざしばら</sup>（現福島県会津若松市神指町高瀬）を新たに築城していることと、越後への津川口に道や橋をつくっていることについて家康が不審に思っている、（3）家康は、景勝に別心がないのであれば起請文を出すように要求している、（4）堀直政（越後春日山城主・堀秀治の家老）が景勝のこと（上述した津川口での道・橋普請のことなどを指すと思われる）を家康に訴えているので、景勝の陳謝が必要である、（5）京都の増田長盛・大谷吉継（この2人は家康と申し合わせをしている）、及び、取次の榊原康政（家康家臣）に対して景勝の言い分を申し越すべきである、（6）景勝の上洛遅延が状況を悪化させているので、すぐに上洛すべきである、（7）上方では、景勝が会津で武具を集め、道・橋をつくっている、とうわさされている、などの点を記したうえで、上杉家の興廃がかかっている、よく考えて対応するように、としている。

こうした内容からは、上杉景勝の上洛が緊急の課題であるとともに、問題の本質は、上杉家と隣国の越後国主・堀家との係争事案であった、という点である。そして、京都において増田長盛・大谷吉継が家康とこの事案を協議しているということは、この両家（上杉家と堀家）の係争事案が中央政局での課題になりつつあったことを示している。つまり、これまでの研究史では指摘されてこなかったが、この時点で上杉景勝は家康と敵対していたわけではなく、問題の本質はあくまで上杉家と堀家との間の係争事案であった、ということをはっきりとさせておく必要がある。

この西笑承兌書状に対する直江兼統の返信が、4月14日付直江兼統書状であり、有名な直江状とされるものである。直江状は、書状の原本は伝わっておらず、後世の写しのみが伝わっている。

## 1. 直江状の内容

直江状については各種の写しが存在し、その伝存状況を詳しく調査した今福匡氏の研究によれば、江戸時代初期の寛永期から明治時代まで21種の直江状の写しが確認できる、としている<sup>(3)</sup>。今福氏の研究によれば、直江状の条文数は16ヶ条のものが11種、15ヶ条のものが7種、14ヶ条のものが1種であり、16ヶ条のものが最も多い。

現存最古の直江状の写し(寛永17年〔1640〕2月27日に写したのもの)である財団法人下郷共済会(理事長・下郷傳平氏)所蔵の直江状(16ヶ条)<sup>(4)</sup>をもとにその内容をまとめると次のようになる(ちなみに、寛永17年は直江状が出された慶長5年の時点から見て40年後にあたる)。

【前書き】 今月朔日(=一日)の尊書が昨日13日に届いたので、詳しく拝見し多幸である。

【第1条】 当国のことについて、そちら(=上方)で種々のうわさが出ていて、家康(「内府様」)が不審に思っているのはやむを得ないことである。しかしながら、京と伏見の間においてさえ、いろいろとうわさが止む時はないので、まして遠国にいる景勝は若輩であり、似合いのうわさである、と思ひ心配していないので安心してほしい。

【第2条】 上杉景勝の上洛延引について、何かとされていることに対しては不審に思っている。去々年(=慶長3年)に(会津への)国替えがあつて程なく上洛し、去年(=慶長4年)9月に下国して、当年(=慶長5年)の正月時分に上洛すると言われるのであれば、いつの間に(国内の)仕置(=統治)を申し付けるのであろうか。特に当国は雪国であり、10月から3月までは何事もできないので、そのことは当国の事情を知っている者に尋ねてほしい。よって、正月からうわさを企てているのは、(景勝の)上洛が延引しているからであろう。(逆心は事実ではないが)何者かが景勝の逆心を詳しく思つて言っているためである、と推量している。

【第3条】 景勝の別心については、誓紙をもって申し上げるべき、とのことであるが、去々年(=慶長3年)以来、数通の起請文が反古になっているので、重ねて誓紙を出すことは必要ない。

【第4条】 太閤様(=秀吉)以来、景勝は律義な人物と思われていて、現在もそれにかわりはない。このことは世上の「朝変暮化」のこととは違っている。

【第5条】 景勝の心中には毛頭別心はないが、「讒人」(景勝のことを家康に訴えた堀直政のことを指す)の言い分の(真偽の)糾明もなく、(景勝の)逆心と(家康が)思うのは、どうしようもないことである。前もって、いいかげんにならないように、「讒者」(堀直政を指す)に引き合わせて是非を尋ねるべきなのに、そうしたこともないのであれば、家康(「内府様」)の表裏(=家康の行動と心情が一致しないこと)と思わざるをえない。

【第6条】 前田利長のこと(=前田利長が家康による加賀征伐の動きに対して政治的に屈したことを指す)は(家康の)思し召しのままに仰せ付けられた、とのことで、(家康の)御威光は浅くないものである、と思つている。

【第7条】 増田長盛・大谷吉継が(この事案に関して)出頭を勤める、とのことで珍重であり、所

用がある場合は（こちらから増田長盛・大谷吉継へ）申し越すつもりである。（しかし）榊原康政は（家康への）景勝の表向き（＝公式）の取次であり、（たとえ）景勝の逆心が歴然としていても一応意見をするのが侍の筋目であり、また、家康（「内府様」）のためにもなるにもかかわらず、「讒人」の堀直政の奏者になり種々の才覚をもっておこなうことではないはずである。（榊原康政は家康にとって）忠臣なのか（あるいは）佞人（<sup>おいじん</sup>＝へつらう者）なのか（について家康の）分別次第で、重ねて頼み入れるつもりである。

【第8条】うわさの第一（西笑承兌書状において、上方での〔景勝に関する〕うわさが隠便でないということを目指す）は（景勝の）上洛が延引しているからと思っている。

【第9条】（うわさの）第二（西笑承兌書状において、上方での〔景勝に関する〕うわさとして、会津にて〔景勝が〕武具を集めているということを目指す）の武具を集めていることについては、上方の武士は今焼・炭取・ふくべ以下の「人たらし道具」を所持しているが、田舎の武士は鎧・鉄砲・弓箭の道具の用意をするものである。（こうしたことは）その国の風俗と思えば不審に思わないでほしい。（後略）

【第10条】（うわさの）第三（西笑承兌書状において、上方での〔景勝に関する〕うわさとして、道・橋をつくっているということを目指す）の道づくり、船橋を申し付けていることは、往還の煩いがないようにと（こうすることが）国を抱える役目なのでこのようにしている。（国替前の）越後国においても舟橋と道づくりをおこなっていて、（いまだ）端々に残っているだろう。このことは、堀直政もよく知っているはずである。（中略）（越後はもともと上杉家の）本国であり、（現在の越後春日山城主の）堀秀治を踏みつぶすのに何の手間が要るであろうか。（中略）景勝の領分は越後は言うまでもなく、上野・下野・岩城・相馬・政宗領・最上・由利・仙北へ境を接していて、いずれも道づくりは同様である。（こうした境界を接している）他の大名は何も言わないのに、堀直政だけが道づくりについていろいろなことを言うのは弓箭を知らない分別のない者と思うべきである。景勝が天下に対して逆心を企てるのなら、諸境を堀切り塞いで防戦の用意をこそすれ、十方へ道をつくり、逆心のうえ、もし（上杉家の）人数を（他大名領へ）向かわせるのであれば、一方の防ぎさえできないであろう。（後略）

【第11条】遠慮のない間柄でも、以後虚言になるようなことは自他のために言わない、とのことであるが、高麗が降参しないのであれば、来々年（＝慶長7年）に人数を遣わす予定であるということは、明白に虚説であろう。一笑とすべきである。

【第12条】景勝については、当年（＝慶長5年）3月は上杉謙信の追善に当たっていて、そののち、夏中にはお見舞いのため上洛する予定であったので、人数・武具以下、国の仕置のために在国中はしっかりと整えるように用意をしていた。しかし、（その時に）増田長盛・大谷吉継から遣わされた使者が言うには、景勝の逆心（のうわさ）は穏便ではないので、（景勝の）別心のことについては（陳謝のため）上洛すべきである、との家康（「内府様」）の内意ということであった。「讒人」（堀直政を指す）が言っていることを、ありのままに（家康が）聞いて、厳しく糾明してこそ御懇切の

証拠であるのに、(それもせず)理由もなく(景勝の)逆心と言い、別心がないならば上洛するよ  
うにということは、乳呑<sup>ちの</sup>み子(=幼児)のような扱いであり、どうすることもできない。(中略)(景  
勝の)心中に別儀はないが逆心(のうわさが)天下に隠れなくなっているの、うっかり上洛して  
は(上杉家)累代の律義の名と弓箭の覚えまでも失ってしまうことになる。よって、「讒人」(堀直  
政を指す)と引き合わせて糾明されることがなければ上洛することはできない。(中略)景勝が間違っ  
ているのか、家康(「内府様」)の表裏であるのか、については世上の沙汰次第である。

【第13条】千万句も必要ない(ほどに)景勝に別心は毛頭なく、上洛のことは(景勝の上洛が)で  
きないようにしかけられているので、どうすることもできない。そのうえでも、家康(「内府様」)  
の考え次第に上洛すべきと思っている。たとえ、このまま在国したとしても、太閤様(=秀吉)の  
置目に背き、数通の起請文を反古にして、幼少の秀頼様を見放して、家康(「内府様」)に対して不  
都合なことをして、この方(=上杉家)から手出しをしては、(そのようにして、たとえ景勝が)  
天下の主になっても悪人の名を逃れることはできない。こうした点を深く考えもせず、どうして逆  
心をするができるであろうか。(こうした点は)心すべきことである。ただし、「讒人」(堀直  
政を指す)の言い分を本当であると(家康が)思い、道理にはずれた扱いをするのであれば、どう  
することもできないので誓紙も堅い約束も必要ないであろう。

【第14条】そちら(=上方)において、景勝(が)逆心(を企てている)と言われ、隣国(堀家が  
国主である越後国を指す)において、会津で戦争の動きがあると触れ回り、城々へ人数を入れ、兵  
糧を準備し、境目の人質を取り、所々の口留め(=通行を封鎖すること)をしている、などと様々  
なうわさであるが、(こうしたうわさは)分別のない者がやっていることなので聞く必要もない。

【第15条】内々に家康(「内府様」)へ使者をもってでも申し上げるべきであろうが、隣国(=越後  
国)より「讒人」(堀直政を指す)が続けていろいろと述べているほか、(上杉)家中より藤田(信  
吉)が出て行ったので、そのように(景勝の)逆心は歴然としていると(家康が)思っているところへ、  
(景勝から)詫びなどを申し入れては、(景勝は)「表裏者第一」と(家康は)裁定されるでしょ  
う。よって、こうしたことについて(家康による)糾明がないうちは(景勝からは)申し上げるこ  
とはできないであろう。全く疎意はなく、その折々に(家康への)取り成しをしていただき、我等  
は恐れ入っている。

【第16条】何ごとも遠国から推量しているので、ありのままに申し越してほしい。今の世のありさ  
まは余りに情けがましいことなので、本当のこともうそのようになってしまう。言うまでもないが、  
天下の黒白を御存知のことなので、申し越されたことについては考えている。心安いまま無造作に  
書いて(この書状を)進上する。(この書状では)無礼なことも少なくなかったが、愚意を申し述べ、  
御意を得るため、さしさわりを顧みず(書いた)。

## 2. 直江状は家康に対する挑戦状ではない

このように下郷共済会所蔵の直江状の内容を詳細に見ると、これまでの通説で言われているような直江兼続が家康に対して出した不敵な挑戦状というものではないことがわかる。家康のことはすべて「内府様」と表記し、第6条では、家康の御威光は浅くない、としているので、直江状の中では家康に敬意を払った表現になっている。

下郷共済会所蔵の直江状では、「上洛」という文言が14回も出てきているので、上杉景勝の上洛問題が焦点であったことがわかる。そして、堀直政を指す「讒人」という文言が6回、「讒者」という文言が1回出てきていることからわかるように、上杉家のことを訴えた堀家との係争事案が問題の中心になっている。このことから上杉景勝と家康との係争事案でないことは明白である。上洛問題については、家康が一方的に堀家の訴えを聞き入れ、上杉家との間の公平な裁定が期待できない以上は景勝は上洛できない、としている。その一方で、景勝の弁明を非常に詳細かつ具体的に述べており、直江状は真摯でまじめな内容であることを示している。直江状では、「御糺明」という文言が4回出てきているが、すべて「御」をつけて、家康によるこの係争事案の糾明に対して尊敬表現を用いているので、兼続が家康に対して不敵な態度をとっていなかったことがわかる。この点を考慮すると、直江状について、これまでの通説で指摘されてきた大胆不敵な家康への挑戦状といった認識が誤りであったことがわかるであろう。

直江状は、西笑承兌書状に対する返信であり、その両者の内容を比較すると、内容的によく照応している。具体的には、直江状の第1条は西笑承兌書状の前書きと第7条に照応し、以下、それぞれ直江状の第2条（西笑承兌書状の前書き、第3条、第6条に照応。以下の括弧内では西笑承兌書状の表記を省略する）、第3条（第1条に照応）、第4条（第2条に照応）、第5条（第3条に照応）、第6条（第4条に照応）、第7条（第3条、第5条に照応）、第8条（前書きに照応）、第9条（第7条に照応）、第10条（前書き、第7条に照応）、第11条（第7条に照応）、第12条（前書き、第3条、第5条、第6条、第7条に照応）、第13条（前書き、第1条、第3条、第6条に照応）、第14条（前書き、第3条に照応）、第15条（第3条、第5条に照応）、第16条（第8条に照応）というように西笑承兌書状と照応している。よって、両者が内容的によく合致していることからすれば、直江状の信憑性は高いと考えられる。

## 3. 現存最古の直江状の写しは下郷共済会所蔵の直江状

現存最古の直江状の写しである下郷共済会所蔵の直江状には、直江状写しの前の部分に朱書きで「江戸中納言秀忠卿七月七日附書状附属」と書かれており、（慶長5年）7月7日付の村上頼勝宛の徳川秀忠書状の写しが朱書きされている。この秀忠書状の写しの横には「寛永十七年庚申二月廿五日謄本」と朱書きされているので、直江状を写した2日前に秀忠書状を写したことがわかる。この

秀忠書状の写しは、他の直江状の写しには全く見られないものであり、下郷共済会所蔵の直江状のみに見られるという点で大変貴重である。直江状を写す2日前にこの秀忠書状を写して朱書きしているということは、両者が関連する史料であることを寛永17年2月に写した人物が認識していたことを示している。

秀忠書状の内容は、①会津への家康の出馬が7月21日に決定した、②秀忠は7月19日に出馬することになった、③そちら(=越後)での出陣の様子は家康から聞いているので詳しく述べる必要はない、というものである。7月7日の時点で秀忠がこのような内容の書状を村上頼勝に宛てて出したことは、共通の敵が上杉景勝であったためであり、村上頼勝は越後春日山城主・堀秀治の与力大名であったことを考慮すると、この内容は堀秀治にも伝えられたことになる。

上述のように、直江状の写しに朱書きで「江戸中納言秀忠卿七月七日附書状附属」と書かれていることの意味は、直江状の写しに7月7日付秀忠書状が「附属」していた、という意味であろう。つまり、寛永17年2月に両者を写した人物にとって、直江状の写しを作成することが本来の目的であり、7月7日付秀忠書状の写しを朱書きにしていることから、秀忠書状の写しは注意書き的な意味で朱書きにされたのであろう。なお、この7月7日付秀忠書状の写しには秀忠の花押の形まで正確に写されているので、両者を写した人物は7月7日付秀忠書状の原本を見て写した可能性が高いと考えられる。それに対して、直江状の写しには直江兼統の花押は書かれていないので、直江状の写しを見てその写しを作成したと考えられる。

こうした点を考慮すると、両者を写した人物は7月7日付秀忠書状は原本、直江状は写しを見て、それぞれの写しを作成したことになる。このことから、両者を写した人物は堀家、あるいは村上家に所蔵されていたものを見て寛永17年2月に写しを作成したことになり、もともとの経緯を考えると、秀忠は慶長5年の7月7日付の書状に直江状の写しを付けて村上頼勝に送ったことになる。

この点について、今福氏は「家康の周辺で「直江状」が筆写され、諸大名へ転送された状況を想起させる」<sup>(5)</sup>と指摘しているが、不特定多数の大名に対して多くの直江状の写しが徳川家から転送された、とするよりは、堀家及びその関係者(与力大名など)に対してのみ直江状の写しが徳川家から送付された、と考える方が妥当であろう。つまり、秀忠が自らの書状に直江状の写しを付けて村上頼勝(堀秀治の与力大名)に送付した理由は、直江状に書かれているように堀家が上杉景勝のことを家康に訴えた、という点で堀家がもう一方の当事者であったからと考えられる。堀家が上杉景勝のことを家康に訴えた以上、直江兼統の返答(つまり直江状)は重大な関心事であったはずであり、直江状の内容を知りたがっていたということは容易に推測できる。秀忠が村上頼勝に対して直江状の写しを送付した背景にはこうした事情があったのであろう。

#### 4. 直江状は偽文書か

直江状の史料的信憑性については、従来から偽文書説が指摘される一方、近年ではその史料的価

値を重視する見解も出されてきている。筆者は、上述のように、西笑承兌書状の内容と直江状の内容がよく整合している点のほか、直江状の写しが、江戸時代の上杉家（米沢藩）関係の史書である『上杉家御年譜』<sup>(6)</sup>（『上杉家御年譜』は米沢藩の正史。直江状の写しが収載されている「景勝公御年譜」は元禄16年〔1703〕完成<sup>(7)</sup>）、『覚上公御書集』<sup>(8)</sup>（天明期〔1781～1789〕頃成立<sup>(9)</sup>）、『歴代古案』<sup>(10)</sup>（元禄期〔1688～1704〕頃成立<sup>(11)</sup>）にいずれも収載されていることから、江戸時代の上杉家の修史事業において、直江状が偽作ではなく本物と見なされていた（認定されていた）ことがわかるので、その点からも直江状の史料的信憑性は高いと考えている。特に、『覚上公御書集』は、その原典が編纂された時期は江戸時代前期に溯ると考えられているので<sup>(12)</sup>、直江状は、上杉家（米沢藩）の修史事業において江戸時代前期にすでに本物と見なされていたことがわかる。

直江状についての研究史を具体的に見ていくと、桑田忠親氏、二木謙一氏、宮本義己氏は偽文書説の立場をとっている。桑田忠親氏は、直江状について「これは上杉の重臣直江兼統が、京都豊光寺の長老西笑承兌和尚を通じての家康の詰問状に答え、上杉の立場と行動を弁明し、かえって家康の詰問に逆襲した痛快きわまる名文章である。しかし、残念ながらこれは後世の好事家の創作にすぎない」<sup>(13)</sup>と述べている。桑田氏は他の著書でも直江状について、同様に「残念ながら、これは、後世の好事家の偽作にすぎない」<sup>(14)</sup>と述べている。このように、桑田氏は直江状について、後世の好事家の偽作（あるいは創作）と断定している。

二木謙一氏は、直江状について「直江兼統が三成<sup>(ママ)</sup>に送ったという「直江状」と称する古文書までが偽作されたほどである」<sup>(15)</sup>と述べている。二木氏も直江状について、「偽作された」と断定している。ただし、直江状は直江兼統が石田三成に送ったものではなく、兼統が西笑承兌に送ったものなので、その点は事実誤認である。

こうした見解は、直江状が偽文書であると断定しているものの、偽文書であることの具体的論拠を明示しているわけではない。

その後、宮本義己氏は具体的論点を明示して直江状偽文書説を主張した。宮本氏は、「直江状の信憑性」という論考を『歴史読本』1998年8月号<sup>(16)</sup>に発表して国立公文書館内閣文庫所蔵『古今消息集』に収載された直江状（16ヶ状）の写しの全文読み下しを掲げ、史料批判をおこなった。宮本氏が直江状の全文を検討対象にして史料批判をおこなった意義は大きい。宮本氏は、①長文の用語の中には通例に馴染まないものも含まれている、②敬語の使い方がおかしい部分がある、③書き止め文言が通例にない特異なものである、④直江状の第7条、第12条に増田長盛・大谷吉継の2人の名前が出ているが、この2人が行動をとともにするのは家康が会津遠征のために東下したあと（つまり7月）になってからである、などの点を指摘したうえで「直江状は後世の偽作か、あるいは改竄と見なさざるをえない」と結論付けている。

宮本氏は、その後、「内府（家康）東征の真相と直江状」<sup>(17)</sup>という論文を発表してさらに詳しく直江状を分析した。この論文では、国立公文書館内閣文庫所蔵『古今消息集』に収載された直江状（16ヶ状）の釈文全文を列挙したうえで他の伝本（『下郷共済会所蔵文書』、『伊佐早謙氏採集文書』、

『上杉年譜』)との比較検討をして、伝存する直江状の諸本がいずれも後代(兼統の没後)につくられた可能性が高いと指摘している。特に、直江状において「増右・大刑少」、「榊式太」といった人名に略称が用いられている点を疑問視している。また、西笑承兌書状の会津着信の日付が4月13日と直江状に書かれていることに対して、西笑承兌書状を会津へ持参したと考えられる使者の伊奈昭綱が伏見を出立したのが4月10日であることから、伏見-会津間を3日で移動することは無理であることも指摘した。こうした検討の結果、直江状は「改竄ないし捏造であろうことを証明しえた」としている。

こうした宮本氏の指摘に対して、筆者の私見を述べると、直江状における人名の略称は、西笑承兌書状において同様に人名の略称が用いられていることから、両書状が照応関係にあることを考えれば整合的に理解できるのであって、直江状の疑問点にはならないであろう。むしろ、西笑承兌書状と直江状の照応関係を立証できる材料の一つになると考えられる。

日付的矛盾については、会津への使者である伊奈昭綱が西笑承兌書状を持参した、という前提に立っているが、宮本氏が論文の中で引用している史料(『慶長年中卜斎記』、『旧記雑録後編三』など)には伊奈昭綱が西笑承兌書状を持参したとはどこにも書いてないので、伊奈昭綱が西笑承兌書状を持参したというのは宮本氏の推測にすぎないのである。宮本氏は西笑承兌書状の末尾に「萬端、使者口上ニ申含候」とある点も指摘しているが、これも「使者」と記すのみで具体的人名を書いているわけではないので伊奈昭綱の会津下向に先だって西笑承兌が会津へ書状を持参させて遣わした使者と考えれば<sup>(18)</sup>日付的矛盾は生じないことになる。

また、直江状の第7条、第12条に増田長盛・大谷吉継の2人の名前が出ていることは、西笑承兌書状の第5条と照応しているほか、4月8日の時点で上杉景勝が上洛しないことについて、増田長盛・大谷吉継が度々調停したがうまくいかなかった、と島津義弘が報じている点<sup>(19)</sup>とも整合するので、宮本氏の上記の指摘は直江状の記載内容の矛盾を証明することにはなっていない。

よって、宮本氏が指摘したこうした点は、直江状が偽文書であることを立証する材料にはならないことになる。つまり、直江状が偽文書であることを明白に立証する決定的決め手(決定的証拠)は現在のところ見られない、ということになろう。

## 5. 直江状に対する肯定的見解

上記の直江状偽文書説に対して、山本博文氏、桐野作人氏、今福匡氏は近年肯定的見解を出している。山本博文氏は「直江状」の真偽<sup>(20)</sup>において、内閣文庫所蔵『古今消息集』三に収載された直江状の全文書き下しを掲げて、西笑承兌書状については現代語訳をして種々の検討をおこなっている。山本氏は具体的に、①直江状の冒頭の文章における「具ニ拝見、多幸々々」という言い方は少しひっかかるが、僧侶宛ての書状なのでありうる文章である、②直江状には美文調の表現が多く、<sup>(ママ)</sup>部将(武将カ)が書くものとしては不自然な感じがするのは事実である、③直江状における「榊



原康直（ママ）が取次ならば、逆心が明らかでも一応は景勝に意見するのが侍の筋目だ」という文は取次にあたる者に期待された行動が正確に指摘されていて、決して後の人には書けない、④『日本戦史・関原役』収載の直江状に書かれている追而書は後の人が書き加えた部分かもしれない、⑤全体として直江状の文章に後人の手が加わっている可能性は否定できないが、当事者しか知り得ない事実がかなり書き込まれているので、おそらく兼統が書いた原本が写しが存在したと思われる、⑥西笑承兌書状と直江状において「堀監物（直政）」としていることも真実らしさを伝えていて、堀直政は堀秀治の父秀政の従弟で、秀治の老臣として堀家を動かしていたので、これはその実体を語るものである、などの点を指摘したうえで、一概に偽文書として捨て去ることができない内容を含んでいる、と結論付けている。

桐野作人氏は「検証「直江状」の真偽－名門上杉氏の意気を示した本物」<sup>(21)</sup>において、宮本義己氏による直江状偽作説に対して、用語及び内容の点について具体的に反論したうえで、宮本氏の挙げる根拠も偽作の決定打とはいえない、と結論付けている。そのほか、桐野氏は①直江状は原文書が現存しておらず、多数の写しが伝来しているが、必ずしも正確に写されていない、②江戸時代中期以降の写しは、戦国期や江戸初期とは文法が異なっているところがあり、文法が異なるからといって、偽文書だということにはならない、③直江状は多数の伝本（写本や版本）が伝来しているが、まず成立時期を特定し、なるべく古い伝本を重視すべきであり、伝本の異同をそれぞれ確認する作業も重要である、④上杉景勝が6月10日付で重臣に宛てて出した書状の趣旨が直江状の趣旨に酷似しているので、兼統は景勝の心中を重く慮って直江状を作成したと考えてよいのではないか、⑤直江状の追而書だけは後世の偽作の可能性があり、などの点を指摘して、直江状は全体としては信用できる史料だと考えられる、としている。

今福匡氏は、前掲・今福氏『直江兼統』において、①直江状に出てくる文言は、ほぼ西笑承兌書状にも見られるという傾向があり、西笑承兌書状における詰問に相対する形で直江状が構成されている、②下郷共済会所蔵の直江状の写しは、『古今消息集』や福本日南が自著に引用している直江状の写しに比べると表現が簡素になっている、③16ヶ条というのが直江状のもっともポピュラーな形態と見てよいのではないかと、④上杉家の関係史料である『上杉家御年譜』、『歴代古案』収載の直江状の写しは15ヶ条、『覚上公御書集』収載の直江状の写しは14ヶ条であるが、単なる書写上の欠落なのか、あるいは意図的に取捨されたのか判然としない、⑤今福氏が調査した直江状の写し21種のうち追而書があるものは4例しかなく、本来の直江状は追而書がないものがポピュラーであった、⑥追而書は直江状の写しにより、その字句に異同がある、⑦追而書は後代に偽作挿入された可能性に留意しつつも、同時に筆写の段階で欠落または意図的に削除された可能性もある、などの点を指摘したうえで、伝存している直江状の写しは、当時のままの字句ではないという条件つきで直江状の存在を容認したい、と結論付けている。

直江状の追而書の問題について、筆者の私見を付言しておく、①追而書は『関ヶ原合戦誌記』、『武徳安民記』、『関原軍記大成』などの軍記物に収載された直江状の写しにしか見られない、②現存最

古の直江状の写しである下郷共済会所蔵の直江状の写しには追而書はない、③上杉家の関係史料である『上杉家御年譜』、『歴代古案』、『覚上公御書集』収載の直江状の写しには追而書はない、の諸点を考慮すると、直江状の追而書は後世の加筆であると考えている。

追而書の具体的な内容について検討すると、例えば『関原軍記大成』の追而書は「追而宜様條、一通申述候、亦者中納言様敷内府様、御下向之由候間、萬端御下知次第可仕候、以上」というもので、意味としては、「(これまでの文面を)一通り申し述べました。徳川秀忠(「中納言様」)か徳川家康(「内府様」)が(会津へ)下向するとのことなので、すべては(その時の)命令次第である」ということになる。この追而書では、家康(あるいは秀忠)の会津下向を兼続が聞いたことになっているが、そもそも西笑承兌書状の日付である4月1日の時点では、家康の会津出陣は決まっていなかったで、この追而書の内容は根本的に矛盾していると言えよう。兼続が見た西笑承兌書状にも家康の会津出陣のことは一切出てこないで、その点でも、この追而書の内容は西笑承兌書状の内容と整合しないことがわかる。よって、後世にこの追而書を加筆した人物は西笑承兌書状の内容を見ずに(あるいは西笑承兌書状の存在を知らずに)、直江状の写しだけを見て、勝手に追而書の内容を加筆(捏造)したものと考えられる。

## 6. 直江状についての書誌的考察(1)

次に、直江状の各種の写しにおける具体的記載箇所の比較検討をおこないたい(直江状の各種の写しの存在については、前掲・今福氏『直江兼続』における表〔233～236頁〕を参考にした)。それをまとめたものが表2である。表2では、14種の直江状の写しについて、それぞれの字句の異同を比較した。表2を見るとわかるように、現存最古の直江状の写しである①『下郷共済会所蔵文書』を直江状の原本(オリジナル)に最も近いものであると仮定した場合、表2の全体的傾向として時代が下るに従い、新しい字句が加わったり、字句が変わったりしている点が看取できる。その結果、①『下郷共済会所蔵文書』の素朴な記載と比較すると、後の時代のもは文章に修飾語が多く付けられ美文に仕立てられたような印象を受ける。

まず、前書きにおける「多幸々々」という表記は、すでに宮本義己氏が、同格以上の相手に「多幸々々」のような体言止めをしていることは不自然であるとして疑義を呈している箇所である<sup>(22)</sup>。

しかし、表2を見ると、①『下郷共済会所蔵文書』と②『往来物』では「多幸二候」となっているので、直江状の原本では「多幸二候」と記されていた可能性が高い。つまり、「多幸々々」というのはのちに直江状の写しが転写される過程で、「多幸二候」が「多幸々々」に変化したと考えられる。このように変化した原因としては、草書(くずし字)では「二候」の表記と「々(=々)々(=々)」の表記とが似ているので見分けがつきにくい転写される段階で誤写されたと考えられるほか、刊本に活字化される段階で誤読された可能性もある。うがった見方をすれば、直江状について家康への挑戦状としての雰囲気を出すために故意に「多幸々々」のような珍奇な記載に変

えた可能性もあろう。このことは後述する第11条の「一笑々々」についても同様のことが言えよう。

この「多幸々々」の記載については、③『武家事紀』、④『東国太平記』、⑤『会津陣物語』のような軍学書・軍記物では「多幸々々」（「多幸多幸」）となっているのに対して、⑦『歴代古案』、⑨『覚上公御書集』のような上杉家関係史料では「多幸二候」としている点は対照的である。その意味では上杉家関係史料の直江状の写しは、軍学書・軍記物の直江状の写しと系統を異にしていることがわかる。なお、『上杉家御年譜』では「多幸々々」となっているが、これは活字化されたものを見ているので、今後、『上杉家御年譜』の原本史料において、本当に「多幸々々」と書かれているのか、「多幸二候」と書かれていないのかを調査する必要があるだろう。

表2を見ると、第1条について、①『下郷共済会所蔵文書』では、「可被安尊慮候」となっているのに対して、後の時代の直江状の写しは「安」を「易」の字に変えたり、「尊慮」を「尊意」に変えていることがわかる。⑫『古今消息集』は「可被尊意安候」というように明らかに文法的に見て語順がおかしいので、この点については直江状の写しの中では特異なケースと考えるべきだろう。この点については、宮本義己氏が文法的な意味で⑫『古今消息集』の表記について疑義を呈しているが<sup>(23)</sup>、表2を見るとわかるように、⑫『古今消息集』が特異なケースと考えれば疑義は解消するだろう。

表2の第2条Aでは、明治時代の⑬『日本戦史・関原役』、⑭『直江山城守』を除くと（以下、⑬『日本戦史・関原役』、⑭『直江山城守』については、近代のものであるので比較検討対象からはずすことにする）、⑫『古今消息集』のみが「十月より二月まで」というように、「三月」を「二月」にしているので、これは⑫『古今消息集』のみの特異な誤りと見てよからう。

表2の第2条Bでは、①『下郷共済会所蔵文書』には「雑説企」と書かれ、その「企」の字の横に「全」と小さく書かれている。この「全」の文字は後世の加筆である可能性も考えられ、本来は、直江状の原本には「雑説企」と書かれていた可能性が高いので、その意味では、⑨『覚上公御書集』、⑪『米沢市上杉博物館所蔵文書』において「雑説企」としているのは、この2つの直江状の写しが古い時代のものであることの一つの証左になる。ちなみに、⑪『米沢市上杉博物館所蔵文書』の直江状の写しは、平成14年（2002）に米沢市上杉博物館に収蔵されたもので上杉家に伝来したものではない<sup>(24)</sup>。

表2の第7条Aでは、①『下郷共済会所蔵文書』、②『往来物』には「逆心曆然」と記されていて「曆」の字を宛てているのに対して、それ以降の時代のもは⑫『古今消息集』を除くとすべて「逆心歴然」と記されていて「歴」の字を宛てている、という違いがある。よって、時代が下ると「逆心曆然」から「逆心歴然」に変化したことになり、延宝期以降は原則として「逆心歴然」と表記されるようになったことがわかる。

表2の第7条Bでは、①『下郷共済会所蔵文書』には「以才覚可被申事」と書かれているのに対して、③『武家事紀』には「才覚ヲ以可被申妨事」と書かれていて「妨」という字が加えられている。「妨」の字が加えられるケースは、ひらがな書きを含めて、それ以降の時代にすべて見られる（④『東国太平記』、⑤『会津陣物語』は除く）。④『東国太平記』、⑤『会津陣物語』では「妨」ではなく「讒」

という字が加えられている。

表2の第7条Cでは、①『下郷共済会所蔵文書』にあるように「忠臣」と「佞人」という対比的表記が多いが、⑥『上杉家御年譜』、⑦『歴代古案』では「忠信」と「佞心」というように変わっている。⑨『覚上公御書集』では「忠信」と「佞人」という表記になっている。このように上杉家関係史料では独自の表記になっている。⑫『古今消息集』では「忠臣か」とだけ書かれているので直江状の写しを転写する段階で、「佞人」の表記を書き落とした可能性も考えられる。なお、「佞人」ではなく「佞臣」と表記したケースが3例ある(⑧『関原軍記大成』、⑩『朝野旧聞哀藁』、⑪『米沢市上杉博物館所蔵文書』)。

表2の第10条Aでは、①『下郷共済会所蔵文書』には「上野・下野・岩城・相馬・政宗領・最上・由利・仙北」と書かれていて、④『東国太平記』、⑤『会津陣物語』、⑧『関原軍記大成』、⑪『米沢市上杉博物館所蔵文書』、⑫『古今消息集』以外は、他の直江状の写しも同じ記載である(ただし、「政宗領」を「正宗領」と表記したケースも含める)。

これに対して、④『東国太平記』、⑤『会津陣物語』では「由利」の表記がなくて「田村」の表記が変わっている。⑧『関原軍記大成』では「政宗領」という表記ではなく「政宗領分仙臺」と表記されている。⑫『古今消息集』では「政宗領」という表記ではなく「仙臺」と表記されている。⑪『米沢市上杉博物館所蔵文書』では、「最上」の表記がない。

⑧『関原軍記大成』の「政宗領分仙臺」、⑫『古今消息集』の「仙臺」という表記は、直江状が作成された慶長5年の4月14日の時点では明らかにあり得ない表記である。慶長5年4月14日の時点では伊達政宗は陸奥の岩出山城主であり、政宗が仙台城の縄張りを開始するのは同年12月、普請に着手するのは翌6年1月からであるから、直江状が作成された慶長5年4月の時点では、仙台城はまだ築城されていなかったのである。よって、⑧『関原軍記大成』の「政宗領分仙臺」、⑫『古今消息集』の「仙臺」という表記は、明らかに後世の加筆であり、直江状が作成された慶長5年4月の時点で、仙台城がまだ築城されていなかったということを全く知らない後世の者が、直江状の写しを作成する段階で勝手に書き加えたと推測される。その意味では、⑧『関原軍記大成』、⑫『古今消息集』は直江状の写しとしては良質の写しとは言い難いことになる。⑧『関原軍記大成』は正徳3年(1713)成立であり、⑫『古今消息集』は成立年が不明であるが、こうしたことを考慮すると、⑫『古今消息集』における直江状の写しの作成年は江戸時代初期でないことは明らかであり、江戸時代中期以降と考定できよう。

表2の第10条Bでは、①『下郷共済会所蔵文書』には「道作ニおち候て」と記されているのに対して、後の時代のものは、「おち」ではなく「怖」、「畏」、「恐怖」、「懼」という字が宛てられているケースが見られる。上杉家関係史料の⑥『上杉家御年譜』、⑦『歴代古案』はともに「畏」の字を宛てている。ただし、⑨『覚上公御書集』では「をち」、⑪『米沢市上杉博物館所蔵文書』では「おち」と表記しているので、この2つの直江状の写しは時代的に古いものであることを示す判断材料の一つになる。

表2の第10条Cでは、①『下郷共済会所蔵文書』には「諸境」と記されているが、後の時代のものは「目」という字が加えられて「諸境目」（「諸堺目」）と表記されるケースが多い。⑩『朝野旧聞哀藁』では、「諸方之境目」というように字が加えられた表記になったほか、「要害を構へ」という字句が「防戦之支度」の前に新たに加わっている。①『下郷共済会所蔵文書』に「塞」と記されている部分は、⑧『関原軍記大成』、⑫『古今消息集』では「塞」の前に「道」という字が加えられている。このように後の時代になると、字句が増えていることがわかる。

表2の第11条では、①『下郷共済会所蔵文書』には「慥可為虚説候歎一笑二候」と記されているが、後の時代になると、この文末が「一笑々々」（「一笑一笑」）あるいは「一笑」というように変化している。「一笑々々」（「一笑一笑」）とするのは、②『往来物』と④『東国太平記』、⑤『会津陣物語』、⑧『関原軍記大成』といった軍記物である。「一笑」とするのは、③『武家事紀』、⑩『朝野旧聞哀藁』、⑪『米沢市上杉博物館所蔵文書』、⑫『古今消息集』であり、軍記物の範疇に入らないものである。こうした点を勘案すると、文末を「一笑々々」（「一笑一笑」）とするものは軍記物における直江状の写しを中心に流布した、と考えられる。①『下郷共済会所蔵文書』には「一笑二候」とあることを考慮すると、もともと直江状の原本には「一笑二候」と書かれていた可能性が高い。こうした転写による変化の原因については、前述した前書きにおける「多幸二候」から「多幸々々」への変化と同様の理由が指摘できよう。

なお、宮本義己氏は⑫『古今消息集』の直江状の写しにおいて、「可為虚説歎」というように「歎」の前に「候」が入っていない点について疑義を呈しているが<sup>(25)</sup>、表2を見るとわかるように、「候」が入っている事例が5例あり、もともとは「候」が入っていたが転写の段階で「候」が書き落とされたと考えれば、疑義は解消するだろう。

表2の第12条Aでは、①『下郷共済会所蔵文書』、②『往来物』には「国々仕置」と記されているのに対して、③『武家事紀』には「国之覚仕置」と記されていて、「覚」という字が加わっている。それ以降の時代のものも3例を除いて「覚」の字が入っている。よって、もともとは直江状の原本では「国々仕置」と記されていた可能性が高い。

表2の第12条Bでは、①『下郷共済会所蔵文書』、②『往来物』には「景勝逆心不穩便候条、於別心者」と記されているが、③『武家事紀』では「穩」の字が「隱」の字に変わり、「別心」の前に「無」の字が加わっている。この「無」の字が加わった点については、ひらがな、カタカナを含めて、その後の時代のものすべてに共通している。こうなった原因としては、後世、転写される段階で転写した者が「無」の字が入っている方が文意が通じやすいと考えて勝手に「無」の字を加えたためと推測される。「穩」の字が「隱」の字に変わったケースは③『武家事紀』を含めて7例ある。また、「逆心」の次に「の沙汰」（「之沙汰」）という字句が加えられたケースが2例ある。こうした点を考慮すると、もともとは直江状の原本では「景勝逆心不穩便候条、於別心者」と記されていた可能性が高い。

## 7. 直江状についての書誌的考察(2)

表2の第13条では、①『下郷共済会所蔵文書』には「可御心事候」と記されているが、その後の時代のもは、「心」の次に「安」または「易」という字が入っている(ただし、⑩『朝野旧聞哀藁』では「心」ではなく「尊慮」となっている)。このように、本来は「心すべきことである」(=「可御心事候」)という意味が、「御安心してください」(=「可御心安候」)というように意味が全く変わってしまった点は注意される。このように、①『下郷共済会所蔵文書』だけに「可御心事候」と記されていることは、①『下郷共済会所蔵文書』の史料的信憑性が高いことを示しており、もともと直江状の原本では「可御心事候」と記されていた可能性が高いと考えられる。

表2の第15条Aでは、①『下郷共済会所蔵文書』、②『往来物』には「讒人打続」と記されているのに対して、後の時代のもは2例を除いて「讒人打詰」と記されている。このように「続」という字が「詰」という字に変わっている。両者の表記を比較した場合、「讒人打続」の方が文意は通るので、もともと直江状の原本では「讒人打続」と記されていた可能性が高い。「讒人打詰」という表記が後の時代のもに多いのは、あまりこの文の意味を考えずに間違っ転写されていったことが原因であると推測される。

表2の第15条Bでは、①『下郷共済会所蔵文書』、②『往来物』には「逆心曆然」と記されていて「曆」の字を宛てているのに対して、それ以降の時代のもは「曆」ではなく「歴」の字を宛てている。この点は、前述した第7条Aと同様の傾向を示している。よって、第7条A、第15条Bともに、もともと直江状の原本では「逆心曆然」と記されていた可能性が高い。なお、上杉家関係史料である⑥『上杉家御年譜』、⑦『歴代古案』、⑨『覚上公御書集』には「逆心曆然」(「逆心歴然」)の記載がない。これは、「逆心曆然」(「逆心歴然」)を含む文章が欠落しているためであり、この点が上杉家関係史料である⑥『上杉家御年譜』、⑦『歴代古案』、⑨『覚上公御書集』に共通するということは、当時(直江状が出された時点)の上杉家当主であった上杉景勝に対する何らかの配慮から、直江状の写しを作成する段階で意図的に「逆心曆然」(「逆心歴然」)を含む文章を削除した可能性も考えられる。

表2の第15条Cでは、①『下郷共済会所蔵文書』には「御詫」と記されていて、②『往来物』には「御侘言」というように「言」の字が加えられている。それに対して後の時代のもは「御音信」(または「音信」という字句)に変わっている。この文脈からすると、「御詫」が一番適切な表記であり、「御侘言」や「御音信」は適切な表記とは思えない。その意味では①『下郷共済会所蔵文書』の直江状の写しが、他の直江状の写しに比較して最も信憑性が高いことがわかる。

表2の第16条Aでは、①『下郷共済会所蔵文書』には「遠国なから推量」と記されているが、②『往来物』には「遠国なから校量」と記されていて、「推量」が「校量」に変わっている。それ以後の事例では、「推量」と表記するケースと「校量」と表記するケースが混合している。

表2の第16条Bでは、①『下郷共済会所蔵文書』には「有様ニ可被仰越候」と記されているが、⑧『関

原軍記大成』、⑫『古今消息集』では「仰越」ではなく「仰聞」と記されている。文脈からすると「仰越」の方が適切な表記である。よって、⑧『関原軍記大成』、⑫『古今消息集』は直江状の写しとしては良質の写しとは言い難いことになる。

表2の第16条Cでは、①『下郷共済会所蔵文書』には「被仰越儀者可存候」と記されている。②『往来物』でも「被仰越義者可存候」と記されていて、「儀」と「義」の字の違いだけであり、文章としては同じである。これに対して、③『武家事紀』には「被仰越事ハ實儀ト可存候」と記されていて、「實儀」という字句が加わっている。その後の時代のものも「實儀」（「実儀」）という字句がすべて入っている。文脈からすると「實儀」（「実儀」）という字句は入らない方が適切と思われる。

表2の第16条Dでは、①『下郷共済会所蔵文書』、②『往来物』には「不顧其憚」と記されている。それに対して、その後の時代のものは「不顧其憚」のあとに「候由」、「候者也」、「候者」、「之由」という字句が加えられている。

表2の第16条Eと書止文言については、一部の例外を除き原則として違いは見られない。よって、時代が下って転写が繰り返しておこなわれても字句の変化がなかったことになる。

表2の日付については、「卯月十四日」と記されているものと「四月十四日」と記されているものに分かれる。①『下郷共済会所蔵文書』、②『往来物』、④『東国太平記』、⑤『会津陣物語』は「卯月十四日」と記されている。延宝期の③『武家事紀』と、元禄期以降のものはすべて「四月十四日」と記されている。①『下郷共済会所蔵文書』には「卯月十四日」と記されているので、直江状の原本には「卯月十四日」と記されていた可能性が高い。これらの点を勘案すると、もともと直江状の原本には「卯月十四日」と記されていたと推測されるが、転写されていく段階で時代が下ると「卯月十四日」が「四月十四日」に変わっていった、と考えられる。よって、⑫『古今消息集』は「四月十四日」と記されているので、上述の点を勘案すると、⑫『古今消息集』の直江状の写しは、延宝期以降に作成された可能性が高い。上杉家関係史料の⑥『上杉家御年譜』、⑦『歴代古案』は「慶長五年」という付年号が記されているが、本来直江状の原本には付年号はなかったはずである。その意味では、この2例は特異なケースである。⑫『古今消息集』には「慶長」という元号のみが記されていて、年号は記されていない。これは、直江状の写しを転写する段階で年号を書き落としたことによるものと推測される。

表2の署名については違いはなく、宛所についても1例を除いて違いはない。表2の花押については、3例を除いて他はすべて花押がない。これは直江状の写しの転写は、直江状の写しを見てさらに直江状の写しを作成する、という過程が繰り返されたと思われるので、江戸時代初期の直江状の写しにはそもそも直江兼統の署名だけで花押はなかったと考えられる。①『下郷共済会所蔵文書』にも直江兼統の花押はないので、徳川秀忠から村上頼勝に送られた直江状の写しにそもそも花押の形が書かれていなかった可能性が高い。

表2の追而書については、明治時代の⑬『日本戦史・関原役』、⑭『直江山城守』を除くと、⑧『関原軍記大成』のみであり、今福氏が指摘するように<sup>(26)</sup>、本来、直江状には追而書がなかったと

考えるべきであろう。⑧『関原軍記大成』が軍記物であることを考慮すると、直江状の追而書は軍記物において創作(捏造)されたものであると考えられる。

以上の検討から考察すると、現存最古の直江状の写しである①『下郷共済会所蔵文書』では文章表現も素朴で言葉遣いも脚色が見られないが、時代が下って直江状の転写が繰り返されるうちに字句が追加されたりして語調が整った美文に仕立てられた、というように見なすことができよう。直江状はその前書きにあるように、4月13日に西笑承兌書状が届いて、直江兼統がそれを見て翌日に書いた長文の返信であるから、本来は文章表現として素朴なものであり、慌てて書いたものであって文章として整っていない箇所もある。例えば、①『下郷共済会所蔵文書』の直江状の写しの末尾文章である「不顧其憚」は本来は「不顧其憚候」となるべきであるが「候」を書いていない。ただし、この「候」は後世の転写の過程で補われているが、本来の直江状の原本には書かれていなかった可能性が高い。

つまり、本来の直江状の原本は①『下郷共済会所蔵文書』の直江状の写しにあるように語調が整わない箇所もある荒削りの文章であったものが、後の時代に直江状の写しが次々と転写されていく過程で立派な文章に添削されて語調が整った美文になっていったと考えられる。そして、現在ではこの美文になった直江状の写しの方が有名になって、かえってその文章表現に疑義が呈されるようになったのである。

## 8. 直江状の写しについての分類

表2における各種の直江状の写しについて上述の検討結果を勘案して考察すると、次のように分類できる。まず、①『下郷共済会所蔵文書』と②『往来物』は字句にも共通点が多く、時代的にも早い段階の直江状の写しなので、江戸時代初期(寛永期)～江戸時代前期(承応期)の“初期グループ”としてくることができると考えられる。この“初期グループ”は文章的に見て直江状の原本に近いものであったと考えられる。

これに対して、軍学書の③『武家事紀』、軍記物である④『東国太平記』、⑤『会津陣物語』、⑧『関原軍記大成』は、“初期グループ”の直江状の写しに字句を追加・改変しているため、“軍記物・軍学系グループ”としてくることができると考えられる。追而書がある⑧『関原軍記大成』はこのグループに入っていて、創作(捏造)という要素も含まれる。時代的には江戸時代前期(延宝期)～江戸時代中期(正徳期)である。

そのほか、上杉家関係史料である⑥『上杉家御年譜』、⑦『歴代古案』、⑨『覚上公御書集』は、記載内容や字句に共通点が見られるので“上杉系グループ”としてくることができると考えられる。時代的には江戸時代中期(元禄期頃)である。⑨『覚上公御書集』の成立年は江戸時代後期の天明期頃であるが、その原典が編纂された時期は江戸時代前期に溯ると考えられている<sup>(27)</sup>。⑨『覚上公御書集』の直江状の写しには⑥『上杉家御年譜』、⑦『歴代古案』の直江状の写しと異なる字句がある箇所



もあるので、⑨『覚上公御書集』の直江状の写しは、⑥『上杉家御年譜』、⑦『歴代古案』の直江状の写しよりも時代的に溯る可能性もある。

⑩『朝野旧聞哀藁』は、天保12年（1841）成立の幕府官撰の史書であり<sup>(28)</sup>、その直江状の写しを他と比較すると、他の直江状の写しに見られない独自の字句が見られるので、“幕府官撰系グループ”としてくることが出来る。

その他に、成立年が不明の⑪『米沢市上杉博物館所蔵文書』と⑫『古今消息集』がある。⑪『米沢市上杉博物館所蔵文書』は上杉家伝来史料ではなく、近年（2002年）に米沢市上杉博物館へ収蔵されたものであり<sup>(29)</sup>、上記の“上杉系グループ”に入れることはできない。⑪『米沢市上杉博物館所蔵文書』の直江状の写しは、字句が上記の“初期グループ”の直江状の写しと共通する箇所もあるので、時代的には江戸時代前期まで溯る可能性もある。時代的位置付けとしては、上記の“初期グループ”と“軍記物・軍学系グループ”の間くらいであろうか。

⑫『古今消息集』は、上記の“初期グループ”と比較すると字句の違いが多く、前書きで「多幸々々」とするなど上記の“軍記物・軍学系グループ”の影響を受けた箇所も見られる。また、第10条Aでは「政宗領」ではなく「仙臺」と記されているので江戸時代中期以降と考えられる。ただし、第10条Bで「懼」という字を宛てており、これは表2では、明治時代の⑬『日本戦史・関原役』、⑭『直江山城守』を除くと、他に類例がないことから江戸時代後期から末期に成立した可能性も考えられる。

以上の分類を図にまとめると図1のようになる。

### おわりに　－直江状は上杉討伐の直接要因になったのか－

上述した直江状の真偽論争については、直江状が偽文書であれば、直江状とは無関係に家康が上杉討伐を決定したことになり、直江状が通説で理解されているような形で実際に出された場合、直江状の発給が家康による上杉討伐の直接的引き金になった、ということになる。その意味では、直江状の真偽論争は、家康の上杉討伐の契機になったか否かということにかかわってくる重要な問題である。ただし、直江状が本当に出されたとしても、これまでの通説では「直江状＝家康への大胆不敵な挑戦状」という固定観念にとらわれて語られることが多く、そうした前提で議論が進められてきた。こうした硬直した議論から抜け出すために、上述のように筆者は、直江状の写しの内容検討の結果、直江状の内容は、上杉家と堀家の係争の事案に関するものであったということ明らかにしたうえで、直江状が家康への挑戦状ではなかったと結論付けた。

こうした「直江状＝家康への大胆不敵な挑戦状」という固定観念が横行してきた要因は、これまで直江状の写しの内容を十分検討することなしに先入観にとらわれて表面的に理解してきたという点に起因している。筆者は、直江状の写しの内容検討の結果、現存最古の直江状の写しである『下郷共済会所蔵文書』が、比較的、直江状の原本に近いものと考えている。直江状が内容的に家康への挑戦状ではなく、上杉景勝の弁明に終始したものであった以上、家康が直江状の内容に激怒して上杉討伐に踏み切ったという通説的解

釈は成立しなくなるので、実際には家康は直江兼統の挑発を受けることなく、家康自身の冷静な政治的・軍事的判断のもとに上杉討伐に踏み切ったということになる。

それでは、その後の江戸時代において、直江状の写しが転写されていく過程で「直江状=家康への大胆不敵な挑戦状」という解釈が流布していったのはなぜなのだろうか。江戸時代における直江状の写しの各種史料内容を比較検討すると、時代が下って直江状の写しの転写が繰り返されるに従い、直江状の写しにおける各箇所<sup>①</sup>の字句が改変されていったことがわかる。

直江状は、4月朔日付の西笑承兌書状が同月13日に兼統のところへ届いて、それを見て同月14日付で兼統が書いたものなので、一日で<sup>いっきかせい</sup>一気呵成に書いたものであることがわかる。そのため、現存最古の直江状の写しである『下郷共済会所蔵文書』を読むと、文意が通らない箇所があったり、適切な語句が飛ばして書かれていたりする箇所がある。これが時代が下って直江状の写しの転写が繰り返されると字句の改変・追加が行われたりして文章が整い、次第に美文調の文章に仕立て上げられていくのである。これまでの先行研究でよく引用される『古今消息集』の直江状の写しは、時代的にかなりあと(江戸時代中期～末期)のものと考えられるので、『下郷共済会所蔵文書』の直江状の写しと比較すると、かなり字句や文章の改変がされていることがわかる。

よって、『古今消息集』の直江状の写しをもとに、直江状の字句表現の矛盾を検討することは、本来の直江状の文章と字句表現において隔たりがあることから、直江状の本質的な内容検討には適さないと考えられる。例えば、『古今消息集』の直江状の写しでは、前書きの末尾における「多幸々々」、第11条の末尾における「一笑」という文の止め方が先学の研究では問題にされるが、『下郷共済会所蔵文書』の直江状の写しでは同箇所が「多幸二候」、「一笑二候」となっていることから、時代を経て転写が繰り返されるうちにこのように変化した、と考えられる。

その原因としては、草書(くずし字)では「二候」の表記と「々(=々)々(=々)」の表記とが似ているので見分けが付きにくい転写される段階で誤写されたと考えられるが、うがった見方をすれば、直江状について家康への挑戦状としての雰囲気を出すために故意に「多幸々々」のような珍奇な記載に変えた可能性もあろう。

このように、直江状の写しの字句表現を変えて、本来は家康への挑戦状でなかったものを家康への挑戦状というように仕立て上げていく目的は何だったのだろうか。換言すれば、本来は上杉家と堀家の係争の事案であったものを上杉家と家康の対立という構図にすりかえたとも言えよう。それは、「直江状=家康への大胆不敵な挑戦状」という構図を成立させること(=家康への挑戦状に直江状の内容を改ざんすること)により、家康の上杉討伐を正当化する目的があった、と考えられる。つまり、上杉討伐の原因は、家康への挑戦状として直江状を出した直江兼統(=上杉家)が悪いのであって、家康を怒らせた上杉家にあくまで非があり、家康の上杉討伐は正しい軍事行動であったという構図を成立させ、世間に喧伝する目的があったのであろう。この点に江戸時代における徳川史観の巧妙なトラップが仕掛けられていたと見るのはうがち過ぎであろうか。その証左として、幕府が編纂した徳川家の正史である『徳川実紀』には、直江兼統が西笑承兌に出した返書(=直江状のことを指す)が傲慢無礼を極めたものであっ

たので、家康自らが上杉討伐に行かなくてはならないと（家康が）言われた、と記されている<sup>(30)</sup>。

[註]

- (1) 『上杉家御年譜』3巻〈景勝公2〉（米沢温故会編集・発行、1988年、184～185頁）。
- (2) 『歴代古案』第5〈史料纂集・古文書編④〉（統群書類従完成会、2002年、1558号文書）。
- (3) 今福匡『直江兼統』（新人物往来社、2008年、233～236頁の表）。
- (4) 『下郷共済会所蔵文書』の「(慶長5年)4月14日付西笑承允宛直江兼統書状(写)」(いわゆる直江状の写し)の画像資料を閲覧して考察した。この画像資料の閲覧については、財団法人下郷共済会理事長・下郷傳平氏の許可をいただき、長浜城歴史博物館から特別利用許可申請を承諾していただいた。
- (5) 前掲・今福氏『直江兼統』。
- (6) 前掲『上杉家御年譜』3巻(186～189頁)。
- (7) 工藤定雄「序文」(『上杉家御年譜』1巻、米沢温故会編集・発行、1988年)。上野秀治「本書の構成と内容」(『上杉家御年譜』別巻、米沢温故会編集・発行、1989年、123頁)。
- (8) 東京大学文学部蔵『覚上公御書集 下』(臨川書店、1999年、353～357頁)。
- (9) 山田邦明氏による東京大学文学部蔵『謙信公御書集』(臨川書店、1999年)の解説(同書、24頁)による。
- (10) 前掲『歴代古案』第5(1559号文書)。
- (11) 前掲『歴代古案』第5(解題、182、183、186、189頁)。
- (12) 山田邦明氏による前掲・東京大学文学部蔵『謙信公御書集』の解説(同書、6頁)による。
- (13) 桑田忠親「関ヶ原の戦」(『日本の合戦』7巻〈徳川家康〉、人物往来社、1965年、123頁)。
- (14) 桑田忠親『義士石田三成』(株式会社エルム、1974年、124頁)。
- (15) 二木謙一『関ヶ原合戦－戦国のいちばん長い日』(中央公論社、1982年、4頁)。
- (16) 宮本義己「直江状の信憑性」(『歴史読本』1998年8月号〈43巻8号〉、新人物往来社、1998年)。
- (17) 宮本義己「内府(家康)東征の真相と直江状」(『大日光』78号、日光東照宮発行、2008年)。
- (18) 表1の(注2)参照。
- (19) 「(慶長5年)4月8日付島津忠恒宛島津義弘書状」(『旧記雑録後編』3、鹿児島県、1983年、530頁)。
- (20) 山本博文『天下人の一級史料－秀吉文書の真実』(柏書房、2009年)。
- (21) 『直江兼統』〈新・歴史群像シリーズ⑩〉(学習研究社、2008年)。
- (22) 前掲・宮本氏「直江状の信憑性」。
- (23) 前掲・宮本氏「直江状の信憑性」。
- (24) 『図説直江兼統－人と時代』(米沢上杉文化振興財団、2010年、201頁)。
- (25) 前掲・宮本氏「直江状の信憑性」。
- (26) 前掲・今福氏『直江兼統』。
- (27) 前掲註(9)、(12)。

- (28) 『朝野旧聞哀藁』 9 卷〈内閣文庫所蔵史籍叢刊・特刊第一〉(史籍研究会出版、汲古書院発行、1983年、凡例、6 頁)。
- (29) 前掲『図説・直江兼統－人と時代』(201頁)。
- (30) 『徳川実紀』 1 編〈新訂増補国史大系〉(吉川弘文館、1981年、66頁)。

[謝辞]

本稿の作成にあたり、『下郷共済会所蔵文書』の「(慶長5年) 4月14日付西笑承兌宛直江兼統書状(写)」(いわゆる直江状の写し)の画像資料の閲覧を許可していただいたことについて、財団法人下郷共済会理事長・下郷傳平氏に厚く御礼を申し上げたい。そして、その閲覧に際して特別利用許可申請を承諾していただいた長浜城歴史博物館(館長・中井均氏)の学芸員・太田浩司氏をはじめ関係各位にも感謝する次第である。

表 1

〔慶長5年〕4月朔日付直江兼統宛西笑承兌書状<sup>〔注1〕</sup>の内容

<p>【前書き】 上杉景勝の上洛遅延について徳川家康が少なからず不審に思っている。上方での(景勝に関する)雑説(=うわさ)が隠便ではないので、伊那昭綱(家康の家臣)と河村長門(増田長盛の家臣)を遣わすことになった。このこと(伊那昭綱と河村長門を上杉景勝の領国に遣わすこと)は、(今回遣わす)使者の口上で申すべきだが、(直江兼統とは)多年交際してきたので、愚僧は大変なことと思ひ、この書状に書くことにした<sup>〔注2〕</sup>。「香指原」の「新地」を取り立て、越後の「津川口」に道・橋を作っているのはよくない。上杉景勝の考えと相違しても、貴殿(=直江兼統)が(異見を言うべきなのに)異見を言うことを油断していると思う。家康が不審に思うのも、やむを得ないかと思う。</p>
<p>【第1条】 上杉景勝に別心がなければ、靈社の起請文をもって申し開きをすべき、というのが家康の考えである。</p>
<p>【第2条】 上杉景勝の律義な心入れ(=心づかい)は、太閤様以来、家康も御存知なので、(景勝の)言い分さえ通れば異儀はないだろう。</p>
<p>【第3条】 近国の堀監物(=堀直政)が一々(上杉景勝のことを家康へ)申し上げているので、(景勝の)陳謝がなければ(景勝の)言い分は通らないだろう。誠意を尽くすように。</p>
<p>【第4条】 当春(=今年の春)、北国の前田利長も異儀があったが、家康の正しい道理の思召しにより、別儀なく思いのままに静謐になっている。これは皆、前車の戒めとして、(景勝も)その心構えが必要である。</p>
<p>【第5条】 京都では、増田長盛と大谷吉継<sup>〔注3〕</sup>が、万事、家康へ申し合わせているので、(景勝の)言い分があれば、申し越すように。(家康の家臣で取次の)榑原康政<sup>〔注4〕</sup>へも(景勝の言い分を)申し越すべきである。</p>
<p>【第6条】 上杉景勝の上洛遅延により、このような状況になっているので、一刻も早く上洛するように取り計らうべきである。</p>
<p>【第7条】 上方にて取り沙汰(=うわさ)されているのは、会津にて武具を集めていることと、道・橋を作っていることであり、家康は一段と景勝の上洛を待っている。(家康から)高麗へ使者を遣わしているのも、もし(高麗が)降参しないのであれば<sup>〔注5〕</sup>、来年か来々年か人数を遣わす予定なので、その御相談を(家康は)したいので、(景勝の)入洛は近々の方がよい。そのうえで、疎意なく(景勝の)言い分を述べるように(するため)少しでも早く上洛すべきである。</p>
<p>【第8条】 愚僧と貴殿は数ヶ年、等閑なく交際してきたので、何事も大変なことだと思ひ、このように書状を出すことになった。その地(=会津)の存亡、上杉家の興廢の境なので、よく思案するように。万端は使者の口上に申し合めている。</p>

〔注1〕「〔慶長5年〕4月朔日付直江兼統宛西笑承兌書状」は、『上杉家御年譜』3巻〈景勝公2〉(米沢温故会編集・発行、1988年、184～185頁)、『歴代古案』第5〈史料纂集・古文書編⑨〉(統群書類従完成会、2002年、1558号文書)、『関原軍記大成』一〈国史叢書〉(国史研究会発行、1916年、195～197頁)、「東国太平記」(『通俗日本全史』17巻、早稲田大学出版部発行、1913年、25～26頁)、『朝野旧聞哀藁』9巻〈内閣文庫所蔵史籍叢刊・特刊第一〉(史籍研究会出版、汲古書院発行、1983年、466～467頁)、「会津陣物語」(『改定史籍集覧』第14冊、臨川書店、1984年復刻、771～772頁)などに収載されている。表1は、『上杉家御年譜』、『歴代古案』収載の西笑承兌書状の内容をもとに作成した。

〔注2〕この記載内容から、西笑承兌が出した使者は、伊那昭綱と河村長門が上杉景勝のところへ遣わされるより前に、西笑承兌の書状を持参して遣わされたことがわかる。

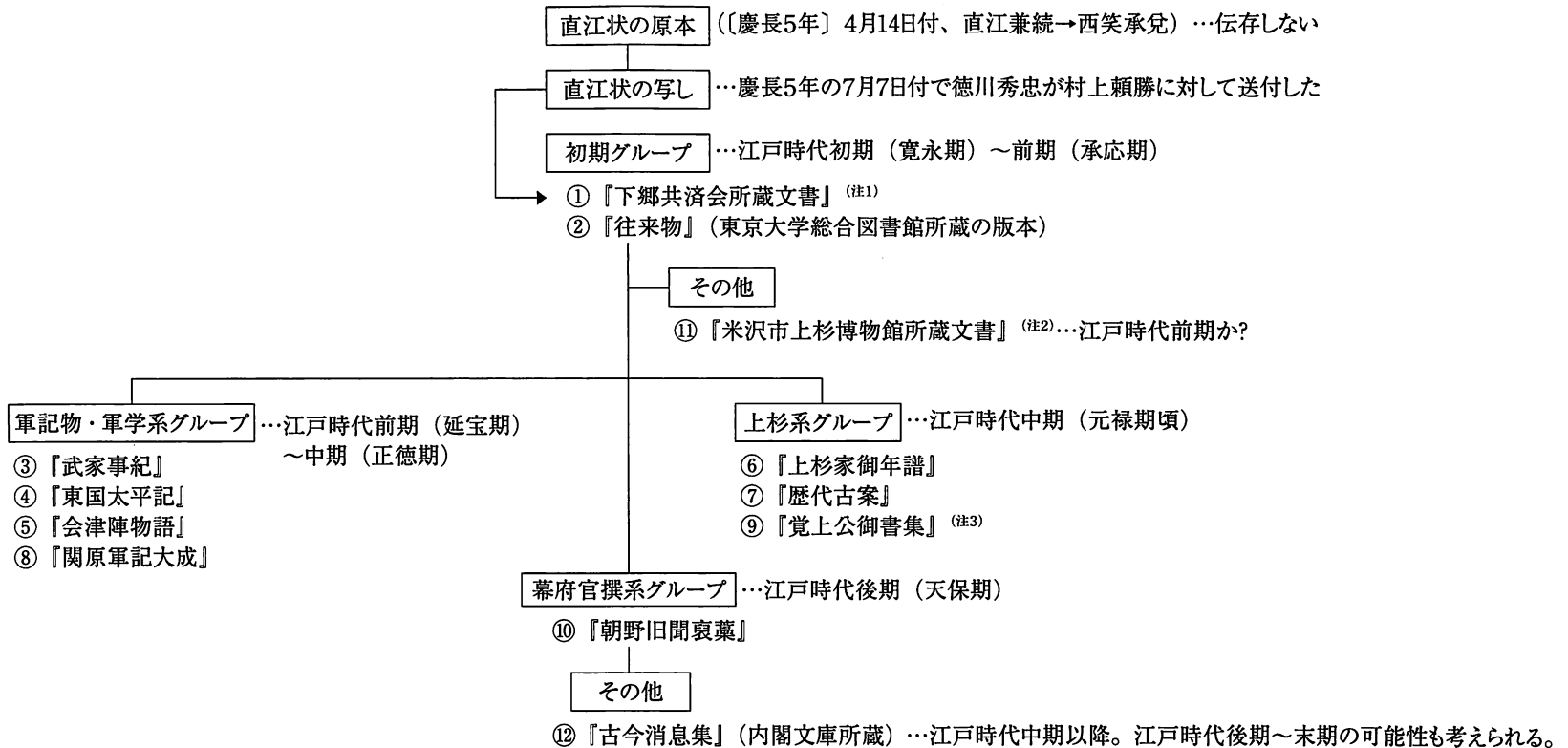
〔注3〕史料原文では、この2人の人名について略称で表記している点に注意すること。

〔注4〕史料原文では、この人名について略称で表記している点に注意すること。

〔注5〕『上杉家御年譜』、『歴代古案』収載の西笑承兌書状は肯定形、『朝野旧聞哀藁』、「東国太平記」、「会津陣物語」、『関原軍記大成』収載の西笑承兌書状は否定形になっている。文脈としては否定形の方が正しいので、表1では否定形として記した。

図1

江戸時代における直江状の写しに関する分類



(注1) 慶長5年の7月7日付で徳川秀忠が村上頼勝に対して直江状の写しを自らの書状に添えて送付した。その直江状の写しを寛永17年2月27日に写したものが①『下郷共済会所蔵文書』である。

(注2) この直江状の写しは、平成14年(2002)に米沢市上杉博物館に収蔵されたものであり、上杉家に伝来したものではない。

(注3) 『覚上公御書集』の成立年は江戸時代後期(天明期頃)であるが、その原典が編纂された時期は江戸時代前期に溯ると考えられている。ただし、この場合、“上杉系グループ”というくくりで考えたので、便宜上、江戸時代中期に入れることとした。

表2

## 直江状の各種の写しにおける具体的記載箇所と比較

史料名	成立年	前書き	第1条	第2条A	第2条B	第7条A
①下郷共済会所蔵文書 (注1)	寛永17年(1640)	今朔之尊書昨十三下着 具拝見多幸二候	可被安尊慮候	十月より三月迄	雑説企 全	逆心歴然
②往来物(東京大学所蔵の版本) (注2)	承応3年(1654)	今朔之尊書昨十三下着 具拝見多幸二候	可被安尊慮候	十月より三月迄	雑説全	逆心歴然
③武家事紀 (注3)	延宝元年(1673)	今朔日之尊書昨十三日 下着具拝見多幸々々	可被易尊慮候	自十月三月迄	雑説ハ	逆心歴然
④東国太平記 (注4)	延宝8年(1680)	今朔日之尊書昨十三日 に下着具に拝見多幸々々	可被安尊慮候	十月より三月迄	雑説に企	逆心歴然
⑤会津陣物語 (注5)	延宝8年(1680)	今朔日之尊書昨十三日 二下着具二拝見多幸多幸	可被安尊慮候	十月ヨリ三月迄	雑説ニ企	逆心歴然
⑥上杉家御年譜(景勝公御年譜) (注6)	元禄16年(1703)	今朔之尊書昨十三日下着 具拝見多幸々々	可被易尊慮候	十月ヨリ三月迄	記載ナシ	逆心歴然
⑦歴代古案 (注7)	元禄期頃	今朔之尊書昨十三日下着 具拝見多幸二候	可被易尊慮候	十月より三月迄	記載ナシ	逆心歴然
⑧関原軍記大成 (注8)	正徳3年(1713)	今朔日之尊書昨十三日到着 具拝見多幸候	可被安尊意候	従十月三月迄	雑説ハ	逆心歴然
⑨覚上公御書集 (注9)	天明期頃(注15)	今朔之尊書昨十三日下着 具披見多幸二候	可被易尊慮候	十月より三月迄	雑説企	逆心歴然
⑩朝野旧聞哀藁 (注10)	天保12年(1841)	今朔日之尊書昨十三日下着 具致拝見多幸々々	可被安尊慮候	従十月至三月迄	雑説ハ	逆心歴然
⑪米沢市上杉博物館所蔵文書 (注11)	成立年未詳	※前書きは欠損している	※第1条は欠損 している	十月より三月迄	雑説企	逆心歴然
⑫古今消息集(内閣文庫所蔵) (注12)	成立年未詳	今朔之尊書昨十三日着 具二拝見多幸々々	可被尊意安候	十月より二月まで	雑説全く	逆心歴然
⑬『日本戦史・関原役』 (注13)	明治26年(1893)	今朔日之尊書昨十三日下着 具に拝見多幸々々	可被尊意安候	十月より二月迄	雑説全く	逆心歴然
⑭福本日南著『直江山城守』 (注14)	明治43年(1910)	今朔日之尊書昨十三日下着 具に拝見多幸多幸	尊意安かる可く 候	十月より二月迄	雑説全く	逆心歴然

史料名	成立年	第7条B	第7条C	第10条A
①下郷共済会所蔵文書	寛永17年(1640)	以才覚可被申事	忠臣か佞人か	上野・下野・岩城・相馬・政宗領・最上・由利・仙北
②往来物(東京大学所蔵の版本)	承応3年(1654)	以才覚可被申	忠臣歟佞人歟	上野・下野・岩城・相馬・政宗領・最上・由利・仙北
③武家事紀	延宝元年(1673)	才覚ヲ以可被申妨事	忠臣カ佞人カ	上野・下野・岩城・相馬・正宗領・最上・由利・仙北
④東国太平記	延宝8年(1680)	以才覚可被讒事	忠臣歟佞人歟	上野・下野・岩城・相馬・政宗領・最上・田村・仙北
⑤会津陣物語	延宝8年(1680)	御才覚可被讒事	忠臣カ佞人カ	上野・下野・岩城・相馬・政宗領・最上・田村・仙北
⑥上杉家御年譜(景勝公御年譜)	元禄16年(1703)	以才覚可被申妨事	忠信欵佞心欵	上野・下野・岩城・相馬・正宗領・最上・由利・仙北
⑦歴代古案	元禄期頃	以才覚可被申妨事	忠信欵佞心欵	上野・下野・岩城・相馬・政宗領・最上・由利・仙北
⑧関原軍記大成	正徳3年(1713)	以才覚可被妨	忠臣歟佞臣歟	上野・下野・岩城・相馬・政宗領分仙臺・最上・由利・仙北
⑨覚上公御書集	天明期頃	以才覚申可被妨事	忠信欵佞人欵	上野・下野・岩城・相馬・政宗領・最上・由利・仙北
⑩朝野旧聞哀藁	天保12年(1841)	才覚を以可被妨事	忠臣か佞臣か	上野・下野・岩城・相馬・正宗領・最上・由利・仙北
⑪米沢市上杉博物館所蔵文書	成立年未詳	以才覚申さまたけらるへき事	忠臣か佞臣か	上野・下野・岩城・相馬・政宗領・由利・仙北
⑫古今消息集(内閣文庫所蔵)	成立年未詳	才覚を以て可被申妨儀	忠臣か	上野・下野・岩城・相馬・仙臺・最上・由利・仙北
⑬『日本戦史・関原役』	明治26年(1893)	才覚を以て可被申妨儀	忠臣か佞人歟	上野・下野・岩城・相馬・政宗領・最上・由利・仙北
⑭福本日南著『直江山城守』	明治43年(1910)	才覚を以て申妨げらる可き儀	忠臣歟佞人歟	上野・下野・岩城・相馬・政宗領・最上・由利・仙北

史料名	成立年	第10条B	第10条C	第11条	第12条A
①下郷共済会所蔵文書	寛永17年(1640)	道作ニおち候て	諸境堀切塞防戦之支度	慥可為虚説候歟一笑二候	国々仕置
②往来物(東京大学所蔵の版本)	承応3年(1654)	道作候ニおち候て	諸境目堀切塞防戦之支度	慥可為虚説候歟一笑々々	国々仕置
③武家事紀	延宝元年(1673)	怖候而	諸境目切塞防戦之支度	可為虚説カ一笑	国之覚仕置
④東国太平記	延宝8年(1680)	道作りにおち候て	諸堺目堀切塞防戦之支度	扱可為虚言候歟一笑々々	国之覚仕置
⑤会津陣物語	延宝8年(1680)	道作ニ畏候テ	諸境目堀切塞防戦ノ支度	扱可為虚言候歟一笑一笑	国ノ覚仕置
⑥上杉家御年譜(景勝公御年譜)	元禄16年(1703)	道作ニ畏候而	記載ナシ	第11条は存在しない	国之覚仕置
⑦歴代古案	元禄期頃	道造ニ畏候而	記載ナシ	第11条は存在しない	国之覚為仕置
⑧関原軍記大成	正徳3年(1713)	道造怖候て	諸堺目塹切道塞防戦之支度	誠可為虚言歟一笑々々	国之為に仕置



⑨覚上公御書集	天明期頃	道作にをち候而	諸堺目堀切塞而防戦之支度	第11条は存在しない	国々境仕置
⑩朝野旧聞哀藁	天保12年(1841)	道作り候二恐怖仕候而	諸方之境目切塞要害を構へ防戦之支度	可為御虚言欺一笑	抱国之軍役
⑪米沢市上杉博物館所蔵文書	成立年未詳	道作おち候て	諸境目堀切寒防戦之支度 <sup>(73)</sup>	慥可為虚説候欺一笑	国之覚仕置
⑫古今消息集(内閣文庫所蔵)	成立年未詳	道作り二懼候而	諸境目堀切道を塞き防戦之支度	誠可為虚説欺一笑	国之覚仕置
⑬『日本戦史・関原役』	明治26年(1893)	道作に懼候て	諸境目堀切道を塞き防戦の支度	誠に可為虚説欺一笑々々	国の覚仕置
⑭福本日南著『直江山城守』	明治43年(1910)	道作に懼候て	諸境目堀切り道を塞ぎ防戦の支度	誠に虚説たる可き欺一笑一笑	国の覚仕置

史料名	成立年	第12条B	第13条	第15条A	第15条B
①下郷共済会所蔵文書	寛永17年(1640)	景勝逆心不穩便候条、於別心者	可御心事候	讒人打続	逆心曆然
②往来物(東京大学所蔵の版本)	承応3年(1654)	景勝逆心不穩便候条、於別心者	可御心安候	讒人打続キ	逆心曆然
③武家事紀	延宝元年(1673)	景勝逆心不隱便候之條、於無別心	可被御心安候	讒人打詰	逆心歴然
④東国太平記	延宝8年(1680)	景勝逆心穩便にもならず候様に候之間、尚別心なき旨	可御心易候	讒人打詰	逆心歴然
⑤会津陣物語	延宝8年(1680)	景勝逆心隱便ニモナラス候様ニ候間、尚別心ナキ旨	可安御心候	讒人打詰	逆心歴然
⑥上杉家御年譜(景勝公御年譜)	元禄16年(1703)	景勝逆心不隱便候間、於無別心者	可御心易候	讒人打詰	記載ナシ
⑦歴代古案	元禄期頃	景勝逆心不隱便候間、於無別心者	可御心易候	讒人打詰	記載ナシ
⑧関原軍記大成	正徳3年(1713)	景勝逆心の沙汰不隱便候條、於無別心者	可被御心易候	讒者相談	逆心歴然
⑨覚上公御書集	天明期頃	景勝逆心不 <sup>(73)</sup> 紀候條、猶無別心者	可有御心易候	讒人打詰	記載ナシ
⑩朝野旧聞哀藁	天保12年(1841)	景勝逆心不隱便候條、於無別心者	可被安尊慮候	讒人頻りに	叛逆歴然
⑪米沢市上杉博物館所蔵文書	成立年未詳	景勝逆心の沙汰穩便ならず候条、於無別心者	可御心安候	讒人打詰	逆心歴然
⑫古今消息集(内閣文庫所蔵)	成立年未詳	景勝逆心不隱仕候条、於無別心二者	可御心安候	讒人打詰	逆心歴然
⑬『日本戦史・関原役』	明治26年(1893)	景勝逆心の沙汰不穩便候條、於無別心には	可御心安候	讒人打詰	逆心歴然
⑭福本日南著『直江山城守』	明治43年(1910)	景勝逆心の沙汰穩便ならず候條、別心なきに於ては	御心安かる可く候	讒人打詰め	逆心歴然

史料名	成立年	第15条C	第16条A	第16条B	第16条C
①下郷共済会所蔵文書	寛永17年(1640)	御詫など	遠国なから推量	有様ニ可被仰越候	被仰越儀者可存候
②往来物(東京大学所蔵の版本)	承応3年(1654)	御詫言など	遠国なから校量	有様ニ可被仰越候	被仰越義者可存候
③武家事紀	延宝元年(1673)	音信	乍遠国推量	有様ニ可被仰越候	被仰越事ハ實儀ト可存候
④東国太平記	延宝8年(1680)	御音信など	遠国ながら推量	有様に可被仰越候	被仰越候處を實儀と可存候
⑤会津陣物語	延宝8年(1680)	御音信ナト	遠国ナカラ推量	有様ニ可被仰越候	記載ナシ
⑥上杉家御年譜(景勝公御年譜)	元禄16年(1703)	記載ナシ	乍遠国校量	記載ナシ	被仰越候者實儀ト可存候
⑦歴代古案	元禄期頃	記載ナシ	乍遠国校量	記載ナシ	被仰越候者實儀と可存候
⑧関原軍記大成	正徳3年(1713)	御音信杯	乍遠国推量	有様可被仰聞候	萬被仰越候儀者實儀に可存候
⑨覚上公御書集	天明期頃	記載ナシ	遠国なから校量	記載ナシ	被仰越儀ハ實儀与可存候
⑩朝野旧聞哀藁	天保12年(1841)	御音信	乍遠国推量	有様に可被仰越候	被仰越儀者万事實儀と可存候
⑪米沢市上杉博物館所蔵文書	成立年未詳	御音信など	遠国なから校量	有様可被仰越候	被仰越儀者実儀と可存候
⑫古今消息集(内閣文庫所蔵)	成立年未詳	御音信など	乍遠国推量	有様ニ可被仰聞候	記載ナシ
⑬『日本戦史・関原役』	明治26年(1893)	御音信など	乍遠国校量	有様に可被仰聞候	記載ナシ
⑭福本日南著『直江山城守』	明治43年(1910)	御音信など	遠国乍ら校量	有様に仰聞けらる可く候	記載ナシ

史料名	成立年	第16条D	第16条E	書止文言	日付	署名	花押
①下郷共済会所蔵文書	寛永17年(1640)	不顧其憚	侍者奏達	恐惶敬白	卯月十四日	直江山城守兼統	ナシ
②往来物(東京大学所蔵の版本)	承応3年(1654)	不顧其憚	侍者奏達	恐惶敬白	卯月十四日	直江山城守兼統	ナシ
③武家事紀	延宝元年(1673)	不顧其憚候由	侍者奏達	恐惶敬白	四月十四日	直江山城守兼統	ナシ
④東国太平記	延宝8年(1680)	不顧其憚候者也	使者奏達	恐惶敬白	卯月十四日	直江山城守兼統	在判
⑤会津陣物語	延宝8年(1680)	不顧其憚候者	使者奏達	恐惶敬白	卯月十四日	直江山城守兼統	ナシ
⑥上杉家御年譜(景勝公御年譜)	元禄16年(1703)	不顧其憚候由	侍者奏達	恐惶敬白	慶長五年四月十四日	直江山城守兼統	ナシ
⑦歴代古案	元禄期頃	不顧其憚候由	侍者奏達	恐惶敬白	慶長五年四月十四日	直江山城守兼統	ナシ
⑧関原軍記大成	正徳3年(1713)	記載ナシ	慮外者奏達	恐惶敬白	四月十四日	直江山城守兼統	判
⑨覚上公御書集	天明期頃	不顧其憚候由	侍者奏達	恐惶敬白	四月十四日	直江山城守兼統	ナシ

⑩朝野旧聞哀藁	天保12年(1841)	不顧其憚之由	侍者奏達	恐惶敬白	四月十四日	直江山城守兼統	ナシ
⑪米沢市上杉博物館所蔵文書	成立年未詳	不顧其憚候由	侍者奏達	恐惶敬白	四月十四日	直江山城守兼統	花押アリ (注16)
⑫古今消息集(内閣文庫所蔵)	成立年未詳	不顧其憚候由	侍者奏達	恐惶敬白	慶長 四月十四日	直江山城守兼統	ナシ
⑬『日本戦史・関原役』	明治26年(1893)	不顧其憚候	侍者奏達	恐惶敬白	四月十四日	直江山城守兼統	ナシ
⑭福本日南著『直江山城守』	明治43年(1910)	其憚をも顧みず候	侍者奏達	恐惶敬白	四月十四日	直江山城守兼統	ナシ

史料名	成立年	宛所	追而書
①下郷共済会所蔵文書	寛永17年(1640)	豊光寺侍者御中	ナシ
②往来物(東京大学所蔵の版本)	承応3年(1654)	豊光寺侍者御中	ナシ
③武家事紀	延宝元年(1673)	豊光寺侍者御中	ナシ
④東国太平記	延宝8年(1680)	豊光寺尊報侍者御中	ナシ
⑤会津陣物語	延宝8年(1680)	豊光寺侍者御中	ナシ
⑥上杉家御年譜(景勝公御年譜)	元禄16年(1703)	豊光寺侍者御中	ナシ
⑦歴代古案	元禄期頃	豊光寺侍者御中	ナシ
⑧関原軍記大成	正徳3年(1713)	豊光寺侍者御中	追而宜様條、一通申述候、亦者中納言様歟内府様、御下向之由候間、萬端御下知次第可仕候、以上
⑨覺上公御書集	天明期頃	豊光寺侍者御中	ナシ
⑩朝野旧聞哀藁	天保12年(1841)	豊光寺侍者御中	ナシ
⑪米沢市上杉博物館所蔵文書	成立年未詳	豊光寺侍者御中	ナシ
⑫古今消息集(内閣文庫所蔵)	成立年未詳	豊光寺侍者御中	ナシ
⑬『日本戦史・関原役』	明治26年(1893)	豊光寺侍者御中	追而急候間、一遍に申述候、内府様又ハ中納言様御下向之由候間、万端御下向次第可仕候、以上
⑭福本日南著『直江山城守』	明治43年(1910)	豊光寺侍者御中	追而急ぎ候間、一遍に申述候、内府様又ハ中納言様御下向の由に候間、萬端御下向次第に仕る可く候、以上 <sup>(注17)</sup>

- (注1) 『下郷共済会所蔵文書』の直江状の写しの画像資料を閲覧して検討した。この画像資料の閲覧については、財団法人下郷共済会理事長・下郷傳平氏の許可をいただき、長浜城歴史博物館から特別利用許可申請を承諾していただいた。
- (注2) 東京大学総合図書館所蔵「直江状 承応三年版本」(『特別展・直江兼統』、米沢市上杉博物館、2007年、80～83頁)。
- (注3) 山鹿素行著『武家事紀』中巻(原書房、1982年復刻、607～610頁)。
- (注4) 「東国太平記」(『通俗日本全史』17巻、早稲田大学出版部発行、1913年、26～29頁)。
- (注5) 「会津陣物語」(『改定史籍集覧』第14冊、臨川書店、1984年復刻、772～776頁)。
- (注6) 『上杉家御年譜』3巻〈景勝公2〉(米沢温故会編集・発行、1988年、186～189頁)。
- (注7) 『歴代古案』第5〈史料纂集・古文書編⑨〉(続群書類従完成会、2002年、1559号文書)。
- (注8) 『関原軍記大成』一〈国史叢書〉(国史研究会発行、1916年、201～206頁)。
- (注9) 東京大学文学部蔵『覚上公御書集 下』(臨川書店、1999年、353～357頁)。
- (注10) 『朝野旧聞哀藁』9巻〈内閣文庫所蔵史籍叢刊・特刊第一〉(史籍研究会出版、汲古書院発行、1983年、479～484頁)。
- (注11) 『特別展・直江兼統』(米沢市上杉博物館、2007年、84～86頁)。『図説・直江兼統一人と時代』(米沢市上杉文化振興財団、2010年、194～201頁)。この直江状の写しは、平成14年(2002)に米沢市上杉博物館に収蔵されたもので上杉家に伝来したものではない(前掲『図説・直江兼統一人と時代』、201頁)。
- (注12) 宮本義己「内府(家康)東征の真相と直江状」(『大日光』78号、日光東照宮発行、2008年)における全文釈文を参照した。
- (注13) 参謀本部編纂『日本戦史・関原役』(元眞社、1893年、43～50頁)。
- (注14) 福本日南著『直江山城守』(東亜堂書房、1910年、72～85頁)。
- (注15) 『覚上公御書集』の原典が編纂された時期は江戸時代前期に溯ると考えられている(山田邦明氏による『謙信公御書集』〔臨川書店、1999年〕の解説〔同書、6頁〕)。
- (注16) この直江状の写しに書かれている花押は、兼統の花押ではない(前掲『図説・直江兼統一人と時代』、201頁)。
- (注17) 今福匡『直江兼統』(新人物往来社、2008年、236頁)では、この追而書について「追而書の字句は『武徳安民記』に拠ったか」と指摘されている。